

### 所得税と住民税の 申告はお早めに

2月16日から3月15日まで

消費税  
平成十六年中の売上げが一千万円を超えた方は、  
消費税の申告が必要となります。  
4月2日まで

所得税のかからないと思われ  
る方でも住民税の申告は  
必要です。

今年もいよいよ申告の時期になり  
ました。

この申告によって、所得税が確  
定し、町県民税、国民健康保険税  
の基礎資料となります。

申告のないときは、所得証明が  
できなかつたり、正しい課税がで  
きませんので、必ず申告しましょう。



申告会場は米子コンベンションセンター（ビッグシップ）

米子税務署では、申告相談を実施しません。

（1月23日～3月15日、土・日・祝日を除きます）

所得税  
事業税  
住民税

**3月15日** (木) まで

消費税

**4月2日** (月) まで

申告と納税は、正しく、お早めに。

2007

2

号外